



〒520-0041 滋賀県大津市浜町1-38  
滋賀銀行従業員組合  
TEL 077-521-2775  
FAX 077-525-5232  
Mail info@sbu-ffs.com  
URL http://sbu-ffs.com/

# 近畿財務局大津財務事務所へ 当面の「金融行政」に対する要請

12月15日午後、近畿財務局大津財務事務所にて「当面の『金融行政』に対する要請」を全国金融労働組合連合会（金融労連）、滋賀銀行従業員組合、全国金融産業労働組合近畿支部滋賀分会（さざなみネット）の連名により行いました。この要請行動は、毎年、金融労連の各地方協議会や同労連傘下の各単組が行っています。

## 要請の趣旨

組合は「顧客本位の業務運営に関する原則」は評価

金融庁が今年3月末に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」は、私たちのこれまでの主張が反映されたものでもあり、大いに評価しているところです。

地域経済は疲弊・地域金融機関の収益悪化を加速

しかしながら、アベノミクスは大企業や一部の富裕層には利益の増大をもたらしたものの、地域経済の疲弊はより深刻なものとなり、中小業者の営業は改善されず、労働者の実質賃金も減少したままです。そのうえ、マイナス金利政策が続けられたため、地域金融機関は収益悪化が加速しています。

金融職場は顧客本位と収益力強化の矛盾拡大

そのため金融の職場では、

## 要請行動特集 No.02

務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。



## 要請に対する回答

人減らしともあいまって、せっかく金融庁が打ち出した「顧客本位」と金融機関の「収益力強化」のはざま、矛盾が広がっています。投資信託など金融リスク商品や、高金利のカードローンなどのノルマ推進は、現場で「顧客本位」が、絵に描いた餅になるうとしています。

収益目標の最優先が苦情・トラブルの要因に

顧客のニーズよりも収益目標の達成が最優先される現場では、金融機関にとって「もうかる金融商品」の販売手法が、顧客からの苦情・トラブルの要因にもなっています。

職場は加重労働で精神疾患発症や休職・離職

労働者は過重労働で心身ともに追い詰められ、精神的疾患（うつ病など）の発症や、長期休職や離職が後を絶たず、過労死・過労自殺も出るほどに職場の実態は悪化しています。

つきましては、貴局（事務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。

**項目1 「顧客本位」の金融庁方針の観点から** 次のような金融商品の「目標」という名のノルマ販売実態の改善を指導されること。  
○投資信託・保険商品などの金融リスク商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択の自由を保障すること。  
○消費者ローン・カードローンなどの販売にあたっては、適用金利・保証会社・保証料率を明示し、顧客の了解のもとで融資を行うこと。  
○カードローンの審査にあたっては、貸金業法の「総量規制」に準じた規制を行うこと。

を踏まえて、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力などに応じて取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。  
金融庁・財務局では、これまでの金融機関は、まさに法令や自主規制ルールを遵守すれば足りると言うことではなく、顧客本位の業務運営が行われることが重要であり、また、顧客目線に立って分かり易く説明して勧誘されて、その顧客が投信や保険商品などの金融リスク商品の商品性とか特性等を真に理解できるように勤めることが重要であるとしている。こうした販売体制の構築を促してきたところである。

金融機関におかれては、真に顧客のために、質の高い金融商品サービスを提供することで顧客の安定的な資産形成の促進に対して、その結果として収益が確保されるという姿を目指して頂くことが望まれるところである。また、今事務年度の金融行政方針では『顧客本位の業務運営』の確立と定着』について今後モニタリングを通じて金融機関の取組方針が真に顧客本位のものになっているかについて確認するとしているところである。

次に「消費者ローン・カードローンの審査・販売にあたって」について中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において「消費者向け貸付けを行う際の留意点」として適切な審査や厳しい取り立ての防止など貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえて所要の態勢が整備されることが重要としている。

さらに、今事務年度の金融行政方針で多重債務の発生の防止の趣旨や利用者保護の観点を踏まえて適切な業務運営を行っているか詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していく必要がある。いずれにしても金融庁・財務局では、今後とも顧客のためになる質の高い金融商品・サービスの提供が行われる

ように引き続き地域金融機関の監督に努めていきたい。本日このような要請があったことは本局を通じて金融庁に伝える。

**項目2** 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。

**回答** 金融機関の合併自体金融機関の自主的な経営判断に基づいて決定されるべきものと認識しており、そもそも金融当局が介入する立場にない。当事務年度の金融行政方針において、将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮として、地域経済にとって将来にわたって健全で適切な金融仲介機能を発揮できる金融機関が存在すること、それが重要であるとしている。一方で、地域においては人口減少等による金融サービスの供給者数が減少することが想定される中で、将来にわたって健全な金融機関が存在し、地域の企業・住民に適切な金融サービスが提供されることを確保する観点から、今後地域経済や地域の企業の立場から最適な政策について、有識者の知見も活用しながら検討しているところである。なお、要請があったと言うことは本局を通じて金融庁に伝える。

**項目3** 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。

**回答** 各金融機関におかれては、公益通報者保護法および民間事業者向けガイドラインに基づき内部規定を整備し、金融機関内の通報を含め通報者の個々について適切な運用が図られていると理解している。



金融庁・財務局としては、公益通報者保護法に基づく体制整備について直接勧告する立場でないが、銀行法等に基づく検査監督業務の中で金融機関に法令等遵守態勢、経営管理態勢に問題が認められた場合は、所要の指導などを行っている。

また、金融庁・財務局では、公益通報者保護法の対象となる事象についても利用者保護等の観点から金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「金融情報モニタリング情報収集窓口」を設置しており、これまで利用者の方から、検査担当部一体で切れ目のない総合的な金融モニタリングに活用している。なお、要請があったと言うことは本局を通じて金融庁に伝える。

### 回答を受けて懇談

**組合発言** 項目1の要請「目標という名のノルマ販売」は、一部金融機関で実際にあった話である。

また、金融庁・財務局では、公益通報者保護法の対象となる事象についても利用者保護等の観点から金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「金融情報モニタリング情報収集窓口」を設置しており、これまで利用者の方から、検査担当部一体で切れ目のない総合的な金融モニタリングに活用している。なお、要請があったと言うことは本局を通じて金融庁に伝える。

**項目4** 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

**回答** 銀行の休日については、銀行業の公共性を考慮して銀行法等において、銀行が自由に休日を設けることや休業することを規制しており、同法と同施行令において銀行の休日は日曜日、12月31日から1月3日、土曜日、祭日となっている。要請の件については、銀行業の公共性を踏まえて、為替取引や当座預金業務など決済システムに問題がないかなど慎重に判断されるものと考えられるが、銀行等の休日を定めた政令改定にかかる内容であり、当庁から答える立場にないことを理解されたい。なお、要請があったと言うことは本局を通じて金融庁に伝える。

## 輪転機の寄贈など ご支援御礼

先輩組合員のみなさま、平素から何かとお世話になりありがとうございます。また、この度は書記局へ輪転機を寄贈していただき誠にありがとうございました。

ニュースなどを通じた教育宣伝活動は組合の基



上は輪転機・下は両面プリンターでパソコンから枚数により両機を使い分け印刷する

り返しのつかないことになると思う。現場にいる人間としてリスクを感じる事象であり、一層の指導をお願いしたい。

項目2の「合併の問題」は、言われたように自主的判断であるが、戦前の合併再編で「県を越えた合併の方針」があったと業界の方に聞いたことがあるが、その方針が今でも生きているのであれば「そういうこと」になるのかと思っている。過去に再編された経営者の方から「当時の大蔵省から言われたからだ」と言われていたと聞いた。そのような意味では、過去からそのようなことがあったのだと言うことを、私たちがすれば、非公式に押さえざるを得ない。

項目3の「公益通報」の件だが、例えば「金融商品を販売する場合手数料や金利の高い商品をお客の意向に反して販売させている」ことを通報した場合、公益通報に当たるとは、どうか。

**コメント** 金融商品であれば、金商法の適合性の原則のところに思う。例えの話であるが、個々の事象で判断されることになり、まず窓口で情報収集をする。内容で、適合性の原則や違反法などに照らし、原則や違反法などに照らし、

本的な機能ですが、印刷機がなければできないことです。本当にありがたかったです。使わせていただきありがとうございます。

最後にりましたが、厳しい寒さが続いています。お体をご自愛ください。お礼の挨拶いたします。

2017年12月  
滋賀銀行従業員組合  
執行委員長 中島 康隆

然るべき対応をすることになる。

**組合発言** 要請の回答でも「通報が真実ならば」とお聞きしたが、その判断は誰がされるのか。

**コメント** ケースバイケースであるが、通報者の保護はもちろんであるが、それに基づいて内容による。事案毎に判断する。検査という手段もあり、監督上で報告を求めて確認する方法もある。

**組合発言** このような事例があった場合、金融機関の善意の職員が財務事務所に連絡すれば良いのか。

**コメント** 公益通報の窓口は本局になるが、一般の情報として相談窓口がある。公益通報に当たると判断される内容であれば本局になると思われる。

**組合発言** そのような相談はあるのか。個別の案件でなく、この1年に何件くらいあるのか。

**コメント** 件数も含めて答えられない。我々としては、いつでも情報を受けられる態勢はとっている。

**組合発言** 基本的なことになるが、このような窓口は近畿財務局でよいのか。

**コメント** 金商法であれば証券監督課になる。

**組合発言** そもそも、お客からでなく、職員からの話であり、利用者窓口のイメージがあり、よく見えなかったが、分かった。

**組合発言** 項目4の「12月30日休日化の問題」だが、今年が休みであり、来年も29日から休みになる。プレミアムフライデーなど政府が進めている「労働時間短縮と個人消費拡大」の施策も一方である。金融機関を第4金曜日の午後休みにして下さいとは言っていない。それに比べると、今年も12月30日は日曜であり、あらかじめ周知しておけば12月31日も休みであり、30日についても、今年と来年の様

## 滋賀県銀行協会 に要請と懇談

12月4日滋賀県銀行協会に対し財務事務所宛と同内容の要請を行い懇談を行いました。



子を見ておけば影響はないと思う。その点では、金融庁としての考え方に違いがあると思うが、同じ政府機関の立場として、良い意味で国の「時短、購買力拡大」の考え方に乗って頂きたい。

**組合発言** 加えて、以前に年末2日間が休日になった時に「試行」として、次は発展するのではないかと、様々なところでも話があり、期待を持っていたが、それ以前と同じ理由で実現しなかった。また、週休2日制を実現した時に、組合レベルで公務のみなさんと一緒に取り組んだ経過がある。私たちは、この要請を永きに渡り繰り返している。思い切って、どこかが動かないと実現しない。他の産業はほとんどが休みになっているなかで銀行だけが法律を理由に変わらない。一方で、決済方法も大きく変わって、休業が障害にならないことは誰が見ても明らかである。本局にお伝え頂く際、要請の中身をつぶさにお伝え頂きたい。

**コメント** 要望の趣旨は承知しているところである。銀行の休日は銀行法で決められている点もあるが、人口減少が見込まれる中で来店者とか決済方法の多様化もあり、休日に拘わらず、色々なところで規制緩和など検討、議論をしていくことになるだろうと思う。今日の話は必ず伝える。以上で、要請と懇談を終りました。(文責編集部)